

◎高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案に対する修正案対照表

○高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正）</p> <p>第三条 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>〔削る〕</p>	<p>附則 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十七年三月三十一日から施行する。</p> <p>（独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正）</p> <p>第三条 独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）</p> <p>第四条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十八条中第六号を削り、第七号を第六号とする。</p>